

## 参考資料

### <参考1> スペインの自然と社会

スペインの地理的環境や主な自然災害についてまとめた。また、社会的環境として、政治、経済、社会保障制度、産業について概要をまとめた。

### <参考2> スペインの建築基準

スペインにおける建築に関わる基本的な法律をまとめた。

### <参考3> スペインの損害保険市場

スペインの損害保険市場の規模を概観し、保険事業に関する法規制および主な保険事業者についてまとめた。

### <参考4> CCSの組織概要

異常リスク保険を提供する公的組織である CCS について、その位置づけ、保険事業の内容をまとめた。また、事業活動として収入・資産、支出・負債の年次推移をまとめた。

### <参考5> 日本の地震保険制度とスペインの異常リスク保険制度の概要比較

日本の地震保険制度とスペインの異常リスク保険制度について概要を比較した。

## ＜参考 1＞ スペインの自然と社会

### 1. 地理的環境

スペインの領土の大部分はイベリア半島に位置しているが、他にも大西洋のアフリカ大陸沖に位置するカナリア諸島、西地中海に位置するバレアレス諸島も自治州としての領土であり、またセウタとメリージャという飛び地の都市がモロッコに位置している。

スペインの国土面積は全体で 50 万 5,992 平方キロメートルであり、日本の国土面積の約 1.3 倍の大きさである。国土の約 13%が平野と牧草地から成り、約 32%を森林が占めている。国土の平均高度は海拔 600 メートルと比較的高く、国土の約 5 分の 2 が高原地帯となっている。北東部にはピレネー山脈、北部にはカンタブリア山脈、南部にはシエラネバタおよびシエラモレナ山脈が広がっており、他のヨーロッパの国々に比べて山地が多い。

イベリア半島の 1 月の平均最低気温は 2.4℃、平均最高気温は 13.3℃であり、気温が最も高くなる 8 月の平均最低気温は 18.0℃、平均最高気温は 27.2℃である。スペインの気候は概して 4 つに大別できる。北部の大西洋側は海洋性気候で、冬は寒く夏の暑さは穏やかであり比較的雨が多い。地中海側は地中海性気候で冬は穏やかだが、夏は暑く乾燥して雨はほとんど降らない。中央部は大陸性気候で冬の気温は氷点下まで下がることがあり、夏は乾燥して暑く昼夜の寒暖差が激しい。海拔 1,200 メートル以上の地域では高山性気候が見られる。また、カナリア諸島は亜熱帯性気候に属する。

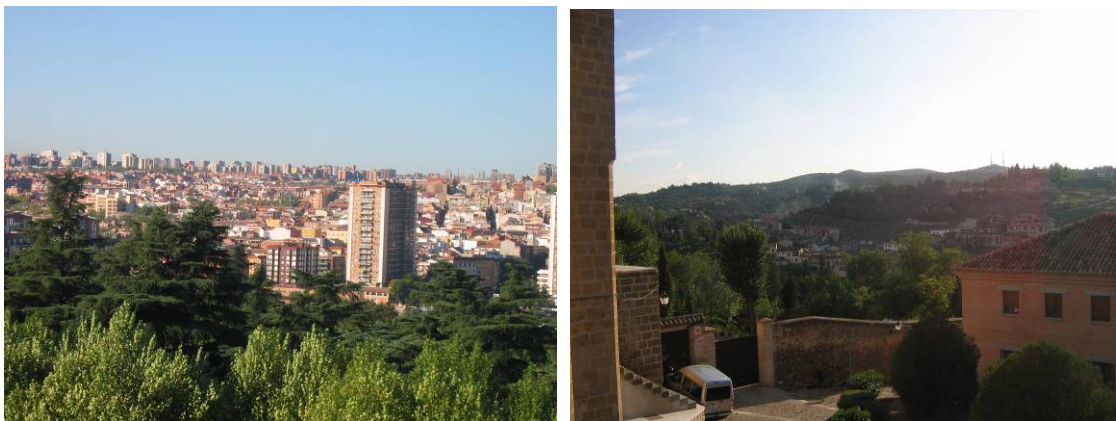


図 1 スペインの地理的環境：首都マドリード及び近郊の様子

写真説明：左・・・マドリード市の様子、建物が密集している。

右・・・マドリード近郊都市トレドの様子、緩やかな丘陵地に家が散在している。

## 2. スペインにおける地震以外の主な自然災害

### (1) 洪水

スペインにおいて、これまで最も大きな被害をもたらしてきた自然災害は洪水である。特に、盆地やデルタ地域では、居住地や街が川沿いに集中しているため、洪水が甚大な被害に結びつきやすい。洪水による被害が大きい地域として、南部では主に海岸線沿いに位置するアンダルシア地方、カタルーニャ地方、バレンシア地方、北部ではバスク地方が挙げられる。これらの地域は、自然災害による損害に対する保険金の支払頻度が高い。

### (2) 津波

スペインで津波が発生する頻度は低い。歴史上の大きな津波被害は、1755年に隣国ポルトガルで発生したリスボン（Lisbon）地震によって発生したものであり、海岸沿いの街カディス（Cádiz）において1,000人以上の犠牲者を出した。

### (3) 突風・暴風

スペインは地理的性質上、ハリケーンなどの暴風雨が発生することは滅多にない。しかしながら、ごく稀に突風による被害が発生することがある。記録上では、1886年5月にハリケーンが首都マドリード（Madrid）を襲い、暴風によって24人の犠牲者と78人の負傷者を出した。その際の最大風速は140km/時であったと言われている。また、1941年にはスペイン北部にあるカンタブリア県（Cantabria）の県庁所在地であるサンタンデル（Santander）の中心地を180km/時の突風が吹き、それによって火災が助長されたという。

### 3. 社会的環境

#### (1) 基本指標等

スペインの人口は2007年12月で約4,520万人（男性49%：女性51%）であり、人口のおよそ7%が首都マドリードやその周辺に集中している。公用語はスペイン語(カステイリャ語)であるが、自治州が独自に公用語を定めることができるため、カタラン語はカタルーニャ自治州の、ガリシア語はガリシア自治州、バスク語はバスク自治州の公用語となっている。また、国民の99%がカトリック教徒である。

スペインでは、1930年以降、国内の諸政治勢力間の対立が続き、1936年7月に右派のフランシスコ・フランコ将軍がモロッコでクーデターを起こし、スペイン国内各地で右派による反乱が勃発する中、内戦（スペイン内戦、1936～1939年）に突入した。内戦は、1939年にフランコ将軍がマドリードを陥落させたことにより終了するが、その後、フランコ将軍による独裁政権が第二次世界大戦終了後まで継続した。1975年にフランコ将軍が死去すると、同将軍の遺言によりフアン・カルロス1世が即位し、1977年には民主的な総選挙が行われた。1978年には新憲法が国民投票によって承認され、民主体制への移行は1980年までにほぼ完成し、1982年に北大西洋条約機構、1986年には欧州共同体（EC：European Community、現在の欧州連合（EU：European Union）、以下EU）への加盟を達成した。

#### (2) 政治

1978年に公布された憲法（以下、スペイン憲法）は、独裁体制から民主主義体制移行への重要な役割を担い、国民主権と基本的人権を原理とする議会主義君主制が定められている。国王は憲法において国家元首と定められ、国家統一と継承性の象徴、国家の諸制度の正常な運営の仲裁と調整、外交関係における最高位の国家代表という役割を担っており、社会労働党政権が1982年に発足して以降、国家の象徴としての役割にとどまっている。

スペインの国会は上下の2院制である。下院の定員は350名で、比例代表制の直接選挙で決定され、任期は4年となっている。上院の定員は259名で、直接普通選挙で選ばれる議員208名と各地域の代表51名から構成される。議員の任期は最長4年であり、議会の解散は可能である。

スペインの自治州は50の県（provincia）と840の市町村によって地方行政単位が構成される。50の県は17の地方自治州（comunidad autónoma）にまとめられ、他に2つの自治都市がある。スペイン憲法では、自治州に大幅な権限委譲が規定されたことにより、民主体制が確立されると共に地方分権化も進んだ。教育費はほぼ地方分権化が達成

され、現在、中央政府支出の中で最も占めている医療費についても徐々に地方移譲が進んでいる。

### (3) 経済

1970年代頃のスペインはエネルギー供給を石油の輸入に頼っていたため、石油危機により経済は停滞した。1973年にはペセタ（当時のスペイン通貨）が前年度比で57%も下落し、失業者が増加した。

1980年代になっても高インフレーションによる貿易収支赤字が続き、失業率も上昇し、特に1980年代後半の失業率は全人口の20%を超えた。このような経済低迷脱却のきっかけとなったのは1986年のEU（当時はEC）加盟によるもので、外国投資の流入や観光産業が活発化し、1985年から1990年の国内総生産（GDP）の成長率は年平均6.6%となった。

1990年代のスペイン経済は、他の加盟国の不況に応じる形で次第に経済成長が鈍化し、失業率は最多で25%にも達した。バルセロナ・オリンピックやセビリア万博開催の成功により世界からの注目が集まったが、世界経済と共に再び低迷し、財政赤字はGDP比で6%にまで上昇し、1993年には経済成長はマイナス成長に落ち込んだ。経済の低迷により1992年以降、ペセタを4回切り下げているが、これによって輸出競争力が増し、スペインへの観光客が増加したため、1997年にはGDP成長率は4.0%まで回復することができた。1997年以降は4.0%前後で推移していたが、2007年以降は、供給過剰と金利上昇による建設部門の弱体化、観光やその他のサービス産業等の減退により、景気は後退し始めている。

### (4) 社会保障

スペイン憲法では、全ての国民に対して社会支援とサービスを提供するための公的社会保障制度を維持しなければならない旨を定めている。スペインの社会保障制度には、健康保険、労災保険、失業保険、年金等が含まれ、同国に居住する国民および同国に滞在が許可されている外国人を対象としている。

スペインの社会保障制度は、主として、一般スキームと自営業者向けスキームの二つに分類される。一般スキームは、被雇用労働者向けのスキームであり、所得の一定割合を社会保障費として国家に納める制度となっており失業保険が含まれているのに対し、自営業者向けスキームは、一般スキームと同様に所得の一定割合を納めるが、失業保険は含まれていない。

スペインにおける社会保障の財源は、被雇用者からの納入に加え、雇用者側負担分もある。

## (5) 産業

スペインにおける GDP の産業別比率をみると、小売、観光、銀行、IT 関係などの第三次産業の比率が最も高く、全体の 60%以上を占める。製造業、鉱業等の第二次産業は 30%前後を占め、農林水産業である第一次産業は、現在では GDP の 3%程度を占めるに過ぎない（表 1）。

スペインにおける第三次産業への依存傾向は過去 20 年以上続いている。特に観光産業は世界遺産を多く有するスペインにとって重要な位置を占める。

第二次産業について GDP の業種別比率をみると表 2 および図 2 のようになり、中でも食品・タバコ、冶金、輸送機器の割合が高い。スペインでは、ワイン、ハム等の加工食品が有名であり、経済に大きく寄与している。また、輸送機器の主要産業は自動車産業であり、生産した自動車のうち 80%以上は輸出用である。2000 年には自動車生産台数は 300 万台を突破し、その後 2003 年には 285 万台と推移している。

第一次産業については、GDP の 3%を占めるに過ぎないが、南部の海岸地方は温暖な気候を利用した温室農業が発達している。

表 1 スペイン国内総生産（GDP）の産業別比率

出典：World Bank, World Development Indicators Online より作成

	1991年	1996年	2001年	2006年
第一次産業	5%	5%	4%	3%
第二次産業	33%	29%	29%	30%
第三次産業	62%	66%	67%	67%

表2 第二次産業におけるスペイン国内総生産（GDP）の業種別比率

出典：スペイン国家統計局（Instituto Nacional de Estadística）ホームページ

業種別	2006年		2005年度 GDP実績 (千ユーロ)	変化率 2006/2005 (%)
	GDP実績 (千ユーロ)	全体比率 (%)		
食品、タバコ	90,590,128	15.4	88,543,022	2.3
冶金	77,360,092	13.1	66,334,072	16.6
輸送機器	70,499,211	12.0	64,875,784	8.7
エネルギー・水	58,723,774	10.0	53,054,414	10.7
重化学	47,138,083	8.0	44,035,002	7.0
天然資源 (石油を含む)	45,662,316	7.8	40,714,783	12.2
鉱業	36,423,692	6.2	32,374,777	12.5
電子製品	31,729,959	5.4	27,521,801	15.3
出版	30,815,494	5.2	29,251,898	5.3
機械	30,199,855	5.1	26,767,836	12.8
繊維、衣料、 アパレル、靴	20,964,594	3.6	20,797,893	0.8
ゴム、 プラスチック	20,450,564	3.5	19,901,404	2.8
製造	16,834,531	2.9	16,045,729	4.9
林業	10,992,136	1.9	10,220,349	7.6
総計	588,384,429	100	540,438,764	8.9

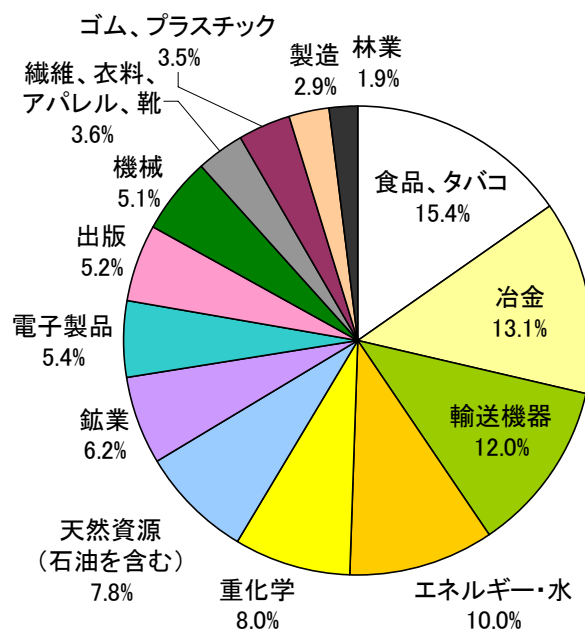


図2 第二次産業におけるスペイン国内総生産（GDP）の業種別比率（2006年）

出典：スペイン国家統計局ホームページ

## ＜参考 2＞ スペインの建築基準

### 1. 建築に関わる法律

スペインにおける建築に関わる基本的な法律としては以下が挙げられる。

- ◆ 建築法 (Ley 38/1998 de Ordenación de la Edificación) : 建築物の基本的な安全性や持続性を定める
- ◆ 建築技術に関する勅令 (Real Decreto 314/2006 de Código Técnico de la Edificación) : 建築法のもとで、具体的な安全性の項目を定める
- ◆ 耐震基準に関する勅令 (Real Decreto 997/2002 de Norma de Construcción Sismorresistente: Parte General y Edificación) : 建築物の耐震構造の標準を定める

スペインの建築法は建築物の安全性や持続性の基準、建設に関わる際の必要資格や許可を定めており、その中で具体的な建築技術に関する勅令を定める権限を政府に対して付与している。建築技術に関する勅令 (Real Decreto 314/2006) の具体的項目としては、建築物の安定性、火災時の耐火性、構造欠陥の防止、衛生管理、水の供給、騒音対策、省エネ実施の 7 項目が挙げられている。この勅令は、1977 年に制定された建築基本勅令 (Real Decreto 1650/1977 de Normas Básicas de la Edificación) を改正したものであり、スペイン国内における建築技術の刷新と強化を図っている。また、一方で、気候変動やエネルギー使用抑制下での市場の活性化を目標とした「エネルギー効率と使用削減を目指した国家戦略プラン 2008-2012」(Plan de Acción de la Estrategia de Ahorro y Eficiencia Energetica 2008-2012) を受けた勅令となっている。また、国際的側面として、EU 域内の建築資材や建築物の貿易を自由化することを採択した指令 1989/106/CEE、ならびに、計画、建設、使用の段階における建築物のエネルギー効率化をはかることを目的に採択された指令 2002/91/CEE を受けている。

耐震対策としては、スペイン政府は耐震基準常任委員会をスペイン国立地理学研究所 (Instituto Geografico Nacional) 内に設置し、耐震基準に関する勅令を制定した。現行の耐震基準に関する勅令は、Real Decreto 997/2002 という形で改正されたものである。このスペイン国内の耐震基準も、欧州域内の技術整合規格を定めた指令 1998/34/CE やその改正指令 1998/48/CE の採択を受けて、EU 域内の標準規格に合致するよう改正された。

建築に関わる行政は住宅省 (Ministerio de Vivienda) が管轄しており、他にも勸業省 (Ministerio de Fomento) が耐震基準を管轄している。



## 2. 建築行為の必要事項

### (1) 建築資格

建築法第 10 条では、建築を行う場合に必要な資格の保持を定めている。設計する建築物の用途によって満たすべき資格が決められており、住居用の建築物を設計する場合には建築士の資格が必要であり、航空、農業、エネルギー、水道管理施設、化学関連施設の設計には工学技術士と建築士の資格が必要である。建築資格を有する者は建築法を遵守した上で設計した図面を住宅省に提出し建築許可を受けなければならない。

建築士については、認可を受けた高等教育機関で建築学をはじめとする必要なカリキュラムを受講することが公認建築士資格勅令（Real Decreto 4/1994）において定められている。

さらに、1989 年の EU 域内における建築士資格認証勅令（Real Decreto 1081/1989）に始まり、その後の改正勅令（Real Decreto 314/1996、Real Decreto 905/2001）を受け、EU 加盟国間における建築資格の相互認証を可能にしている。

### (2) 建築許可

建築技術に関する勅令（Real Decreto 314/2006 de Código Técnico de la Edificación）では、建築資格を有する者が実際の工程に関わる際に必要な規範を定めている。建築士は、新たに建築行為を行う場合および増改築を行う場合には、自治体から建築許可を受けなければならない。その際には、建築工程のプランニングや工事開始日時を記載した企画書を提出することが義務付けられている。プランニングの過程においては、建築様式の強度や安全性が法の示す基準値に達していることに加え、建物の用途や居住人数、建築年数に応じた補強、自然災害などの異常リスクが発生した場合のリスク算定も行う必要があることを明記している。

## <参考3> スペインの損害保険市場

### 1. 概況

#### (1) 保険市場規模

スイス再保険会社の資料 sigma よりスペインの損害保険市場の規模を損害保険料により示したものを表1 および図1 に示す。スペインの損害保険料は年々増加傾向にあり、2007年では317億8,100万ユーロ（435億3,000万USドル）で、世界で第9位の規模である。同年の日本の実績は、11兆397億8,000万円（1,481億7,140万USドル）であり、スペインの損害保険市場規模は、日本の約46.2%である。しかし、国民一人当たりの年間損害保険料で見ると、スペインは約991USドル、日本は約736USドルであり、スペインの方が大きい。

表1 スペインの損害保険料  
「sigma 2001-2007年各年版」より作成

年	保険料 (百万ユーロ)	保険料 増加率* (ユーロ基準)	保険料 (百万USD)	保険料 増加率* (USD基準)	世界市場シェア	
2001	19,082	—	17,077	—	8位	1.76%
2002	21,678	13.6%	20,415	19.5%	8位	1.87%
2003	23,787	9.7%	26,972	32.1%	8位	2.13%
2004	25,984	9.2%	32,311	19.8%	8位	2.32%
2005	27,966	7.6%	34,757	7.6%	8位	2.39%
2006	29,882	6.9%	37,528	8.0%	8位	2.48%
2007	31,781	6.4%	43,530	16.0%	9位	2.61%

\* 各年の保険料と世界市場シェアは各年のSigmaによった。各年の増加率はこれら保険料をもとに算出

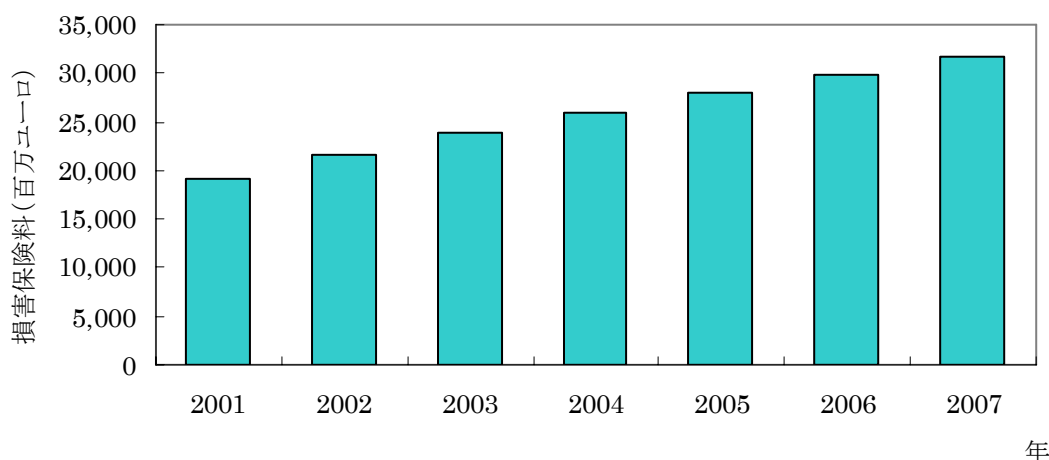


図1 スペインの損害保険料の推移  
「sigma 2001-2007年各年版」より作成

## (2) 保険種目別保険料

スペイン保険団体・年金基金調査組合（ICEA：Investigación Cooperativa entre Entidades Aseguradoras y Fondos de Pensiones）の統計より、2006年および2007年における損害保険種目別の収入保険料およびシェアをみると表2のようになり、自動車保険の収入保険料が最も多い。

2007年における収入保険料の損害保険種目別シェアは、自動車保険の39.5%が最も高く、次いでマルチリスク保険の17.2%、健康保険の17.0%となっている（図2）。

表2 保険種目別計上保険料

出典：ICEA ホームページ

保険分野	2006年		2007年		2007/ 2006 伸び率 (%)
	収入保険料 (ユーロ)	シェア (%)	収入保険料 (ユーロ)	シェア (%)	
自動車保険	12,221,211,940	40.5	12,545,834,588	39.5	2.7
マルチリスク保険	5,052,246,749	16.8	5,458,666,638	17.2	8.0
健康保険	4,916,445,055	16.3	5,403,956,930	17.0	9.9
その他	7,964,840,458	26.3	8,372,911,470	26.3	5.1
損害収入保険料総額	30,154,744,203	100.0	31,781,369,627	100.0	5.4

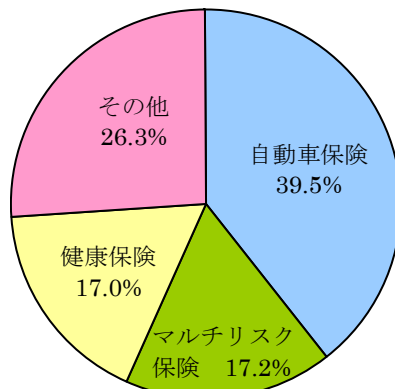


図2 保険種目別計上保険料シェア (2007年)

出典：ICEA ホームページ

## 2. 保険事業に対する法規制の変遷

EU（当時は EC）における市場自由化の流れから、スペイン国内における保険事業の自由化に合わせた動きが 1970 年代前半からみられるようになり、関連法規もその動きに合わせて幾度か改正が行われてきた。1984 年には民間保険監督法（Ley 33/1984, Ordenacion de Seguros Privados）が制定され、スペイン国内での市場を基準化すること、全ての保険事業参入会社に対して平等の市場機会を与えること、国際的競争力を強化すること、再保険事業を活発化することなどが定められた。

また、1986 年 2 月に欧州単一市場を目標に EU 域内市場統合の期限を 1992 年と定めた単一欧州議定書（Single Europe Act）が調印されると、スペインにおいても市場統合に備えた国内法改正が進み、1990 年に施行された民間保険自由化法（Ley 21/1990, de 19 de diciembre, sobre libertad de servicios e vida, y de actualizacion de la legislacion de seguros privados）では、スペイン国内における損害保険業務の基本的な自由化が定められた。さらに 1995 年には、1984 年の民間保険監督法をベースとした民間保険管理監督法（Ley 30/1995, de Ordenacion y Supervision de los Seguros Privados）が制定された。

### (1) 民間保険自由化法（Ley 21/1990, de 19 de diciembre, Sobre Libertad de Servicios e Vida, y de Actualizacion de la Legislacion de Seguros Privados）

民間保険自由化法は、欧州委員会の損害保険第二次指令（directiva 88/357/CEE）をスペイン国内で適用するために、主として民間保険監督法および関連条例に対する修正事項を規定した法律である。

欧州委員会の損害保険第二次指令とは、欧州委員会において EU 域内での損害保険サービスの提供が原則自由化されるべきとの判断の下、1988 年 6 月 22 日に発出された指令である。この損害保険第二次指令は、特定の国の企業が EU 域内において自由に保険サービスを提供するための法令と見なされているため、スペイン国内法も民間保険監督法をもとに、更なる自由化に向けて調整されなければならない、このような背景をもとに、民間保険自由化法が制定された。

### (2) 民間保険管理監督法（Ley 30/1995, de Ordenacion y Supervision de los Seguros Privados）

民間保険管理監督法は、欧州域内の損害保険市場の自由化の動きに合わせて 1984 年に制定された民間保険監督法を改正したものである。この法律は、保険契約者の権利を保護するために民間保険会社の業務を規制する目的をもっており、主に消費者と保険会社の仲介役として行政が関与すること、保険契約の規範を行政が定めることを規定してい

る。また、市場に展開し続けるための最低限の基準を満たしていない企業の解散を行政が要求することができるということが定められている。この民間保険管理監督法は、2007年の改正（Ley 13/2007）によって、再保険の行政管理に関する分野の改正が行なわれている。

### **(3) 保険契約法（Ley 50/1980, Ley del Contrato de Seguro）**

保険会社と保険契約者との間で締結される保険契約に関して、満たすべき義務が規定されている。保険会社は主に保険契約者に対して契約内容に関する説明責任を負い、契約内容を紙面上に明記した約款を提供すること、特殊な保険契約である場合には契約者に対して理解しやすいような説明をすべきであることなどが定められている。また、保険契約者に対しては、契約内容に対して誠実であること、契約内容が当初と異なっていた場合の解約の権利を有することなどが定められている。

### **(4) 民間保険会社仲裁法（Ley 9/1992, de 30 de Abril, de Mediacion en Seguros Privados）**

市場における民間保険会社と保険契約者との仲裁、調停方法を法制化したものである。また、保険業務を行なう際に生じる法的な義務と、保険会社の制度設立に関する原則、そして業務を行う際の管理監督責任についても明記している。

### 3. スペインにおける保険事業者

スペインでは、EU 域内の金融・保険市場の自由化により、150 社以上の損害保険会社が参入している。表 3 は、そのうちの上位 30 社を示したものである。2008 年 7 月現在で、最大のシェアを持つ損害保険会社は、AXA 総合保険 (AXA SEGUROS GENERALES) であるが、同社でも市場全体の 7.38% を占めるに過ぎない。スペインを拠点とする最大の保険グループは MAPFRE であり、同グループの中でも MAPFRE 自動車保険 (MAPFRE AUTOMOVILES) がシェア第二位となっている。

表 3 スペイン損害保険市場における会社別収入保険料及びシェア (2008 年上半期実績)

出典：ICEA ホームページより加筆

順位	会社名	収入保険料 (ユーロ)	市場シェア
1	AXA SEGUROS GENERALES	1,260,177,298	7.38%
2	MAPFRE AUTOMOVILES	1,256,171,145	7.36%
3	ALLIANZ	1,174,675,918	6.88%
4	ZURICH ESPAÑA	777,845,077	4.56%
5	CASER	683,114,072	4.00%
6	MAPFRE EMPRESAS	637,380,082	3.73%
7	MAPFRE SEGUROS GENERALES	612,274,035	3.59%
8	MUTUA MADRILEÑA	579,480,779	3.40%
9	ADESLAS	578,492,457	3.39%
10	VITALICIO SEGUROS	531,635,024	3.11%
11	SANITAS	489,042,151	2.87%
12	SANTALUCIA	461,309,591	2.70%
13	GROUPAMA SEGUROS	434,772,366	2.55%
14	REALE SEGUROS GENERALES	381,900,177	2.24%
15	ASISA	381,770,328	2.24%
16	ESTRELLA SEGUROS	370,680,841	2.17%
17	SEGUROS CATALANA OCCIDENTE	367,178,823	2.15%
18	OCASO	338,735,446	1.98%
19	LINEA DIRECTA	320,459,089	1.88%
20	LIBERTY SEGUROS	277,086,808	1.62%
21	PELAYO MUTUA DE SEGUROS	267,859,523	1.57%
22	FIATC	262,401,282	1.54%
23	CREDITO Y CAUCION	247,634,780	1.45%
24	MAPFRE CAJA SALUD	229,959,347	1.35%
25	DKV SEGUROS	190,422,674	1.12%
26	SEGUROS BILBAO	171,401,994	1.00%
27	HELVETIA SEGUROS	141,006,599	0.83%
28	MAPFRE AGROPECUARIA	124,787,413	0.73%
29	SEGUR CAIXA	111,278,377	0.65%
30	DIRECT SEGUROS	110,006,229	0.64%

## ＜参考4＞ CCSの組織概要

### 1. CCSの位置づけ

CCSはCCS法に基づいて、スペイン経済金融省の保険・年金局が所管する国営企業という位置づけを与えられている。ただし、CCSは国営企業ではあるものの、国とは分離・独立した資本を保有している。また、他の民間保険会社と同様に、保険業務に対する司法の規制を受ける。例えば、民間保険会社と同じ保険法に準じて業務を行うこととされ、さらに政府による保険業務監査によって監督される。

### 2. CCSによる保険事業

CCSは、異常リスクを補償する保険会社として発足・発展してきたが、異常リスク保険以外にも公的に必要と認められる各種保険を提供している。CCSが行う保険事業は、

- ①一般保険事業 (General Activity)
- ②農業保険事業 (Agricultural Activity)
- ③破産清算事業 (Winding-up Activity)

の3つの柱から成り、その内容は以下の通りである。また、これらの3つの事業とは独立した会計において、スペイン政府の代行業務として輸出保険業務を行っている。

#### (1) 一般保険事業 (General Activity)

##### ① 元受保険 (Direct Insurance)

###### (4) 元受保険 (Direct insurance coverage) :

(異常リスク保険)

- 異常リスク財物保険 (Extraordinary property damage risks insurance)
- 異常リスク個人傷害保険 (Extraordinary personal injury risks insurance)
- 異常リスク事業損失保険 (Extraordinary business loss risks insurance)

(その他の元受保険)

- 個人自動車の使用および輸送を担保する強制/任意の自動車損害賠償責任保険 (ただし、保険事業体により引き受けられたものを除く) (Compulsory and voluntary third-party liability insurance for the use and transit of private motor vehicles, not covered by insurance entities)

- 強制自動車保険を提供する民間保険会社との共同保険によるフロンティア保険<sup>12</sup>  
(Frontier Insurance, in coinsurance with insurance entities operating in compulsory motor vehicle insurance)
- 公的機関所有自動車の使用および輸送を担保する強制/任意の自動車損害賠償責任保険 (Compulsory and voluntary third-party liability insurance for the use and transit of motor vehicle owned by the State and its Autonomous Bodies, Administrations, Communities and other public entities)

(ロ) 補助保険 (Subsidiary insurance coverage) :

- 自動車の使用および輸送を担保する強制自動車賠償責任保険 (Third-party liability risks on account of the use and transit of motor vehicles, compulsory motor vehicle insurance)
- 強制狩猟賠償責任保険 (Hunt third-party liability risks, compulsory insurance)
- 強制海外旅行傷害保険

② 再保険 (Reinsurance Accepted)

- 環境汚染を補償する賠償責任保険 (Third-party liability insurance covering environmental pollution)
- 強制自動車保険におけるフロンティア保険 (Frontier insurance in compulsory motor vehicle insurance)

(2) 農業保険事業 (Agricultural Activity)

① 元受保険 (Direct Insurance)

- 森林火災消火活動に関わる個人傷害保険 (Forest insurance (personal injury) associated with fires extinction)
- 総合農業保険 (共同保険による) およびアジャスターの監督 (Combined agricultural insurance scheme (in coinsurance) and control of the claims adjustors)

② 再保険 (Reinsurance Accepted)

- 総合農業保険に対する再保険 (Reinsurance of combined agricultural insurance)

---

<sup>12</sup> 欧州経済地域 (EEA) の域内では、EEA域外から来る車に対して、グリーンカードの所持を要求している。グリーンカードは、欧州全域をカバーする自動車保険に加入していることを証明するカードで、スペインにおいては、この自動車保険をフロンティア保険と呼んでいる。



### (3) 破産清算事業 (Winding-up Activity)

- CCS に委託された民間保険会社の清算およびこれら保険会社の破産手続きについて法律に定められた活動

## 3. CCS の組織

### (1) 組織概要

CCS の最高意思決定機関は理事会である。理事会は、経済金融省に任命された役員と、民間保険会社から派遣されてきた役員が半々の割合で構成されており、全体の業務、政策執行の意思決定を行っている。CCS の通常運営については、代表 (President) が責任を持つ。代表の下には総務局が置かれ、さらにその下に運営局、再保険技術局、財務局、情報システム・技術局、事務局があり、さらに 18 の地方事務所が置かれている (図 1)。

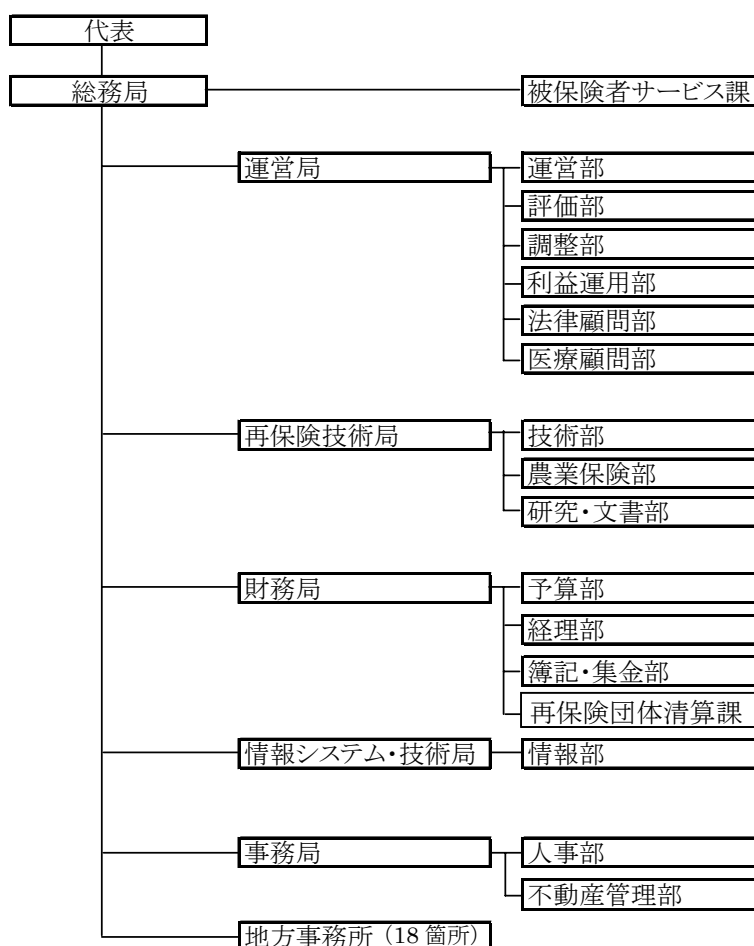


図 1 CCS の組織図

出典：CCS Annual Report 2007 より作成

## (2) 職員

2008年12月現在、CCSの総職員数は365名である。CCSでは、異常リスク保険を担当する独立の部門はおかれておらず、それぞれの局・部の職掌において、異常リスク保険にかかわる契約、請求、査定、支払業務を行っている。全職員365名のうち、異常リスク保険関連業務に何名が従事するかは、特に保険事故に関わる業務の場合、その時々々の事故規模によって大きく変化する。また、CCSが所掌する業務のうち、恒常的に業務が発生するのが自動車保険関連業務であるため、異常リスク保険に従事する職員の多くは、自動車保険関連業務を担当する職員である。

## 4. CCSによる異常リスク保険に関わる事業活動

### (1) 保険請求の処理

民間保険会社の契約に明記されている適用対象範囲での保険請求については、民間保険会社が保険金を支払うことになるが、民間保険会社の対象範囲外となり補償されない場合には、全国各地の CCS 地方支部団体が直接請求に対応する。この場合、CCS に対しては、損害が発生してから 7 日間以内に保険金請求がなされることを原則としている。被保険者が保険金を正当に請求できるようにするために、保険金見積もりの担当者が綿密に保険対象物を査定することになっている。

### (2) CCSによる異常リスク保険に関わるリスクマネジメント

#### ① 投資活動

CCS は、毎年の異常リスク保険における収入保険料と支払保険金の差額の余剰金を準備金として積み上げ、それを市場で運用している。運用先は、有価証券や不動産である。準備金の運用はとても慎重に行っているとしているが、最近の世界的な金融危機により、株価や不動産価格が下落し運用状況に影響が出ているとのことである。

#### ② 再保険等

CCS の異常リスク保険については、再保険の手当ては行われておらず、債権化等のその他のリスク分散も行っていない。数年前に再保険の必要性について議論がなされたことがあったが、十分な準備金があるので必要ないとの結論に至っている。万が一、支払保険金が CCS の支払能力を超えた場合を想定し、政府補償の可能性について法律に明記されてはいるが、政府関係当局および CCS では、そのような事態は非現実的と考えられており、具体的な方法については十分に検討されていない。

## 5. CCS の運営状況

CCS の会計は①一般保険事業、②農業保険事業、③破産清算事業の3つに分かれており、損益報告書、貸借対照表等の財務諸表については、これら会計毎に作成されている。

### (1) 概観

ここでは、CCS の異常リスク保険に関わる収入・資産、支出・負債について示すが、まずは、その前提として、CCS の会計全体に占める異常リスク保険の位置づけについて概観する。

表1および図2は、CCS 全体の税引き前利益の2005年から2007年までの推移を示したものである。これより、CCS の事業利益の74～86%が一般保険事業によるものであることがわかる。

表1 CCS 全体の税引き前利益の推移

出典：CCS Annual Report 2007より作成

(単位：千ユーロ)

	2005年	割合	2006年	割合	2007年	割合
一般保険事業	589,523	86%	609,826	74%	551,101	74%
農業保険事業	-39,394	—	87,968	11%	65,313	9%
破産清算事業	132,752	19%	128,589	16%	130,777	18%
合計	682,881		826,383		747,191	

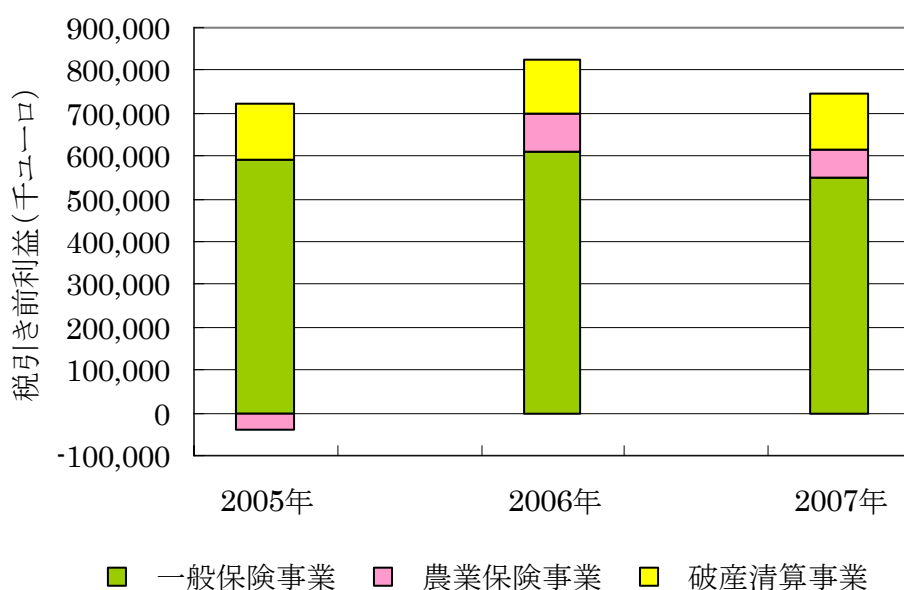


図2 CCS 全体の税引き前利益の推移

出典：CCS Annual Report 2007より作成

表 2 および図 3 は、一般保険事業の中での収入保険料の内訳を示したものである。これらの図表から、2007 年における異常リスク保険に関わる収入保険料が占める割合は 73.4%と大きいことがわかる。

表 2 CCS 一般保険事業の収入保険料内訳 (2007 年)

出典 : CCS Annual Report 2007

(単位 : 千ユーロ)

	収入保険料	一般保険事業全体 に占める割合 <sup>注)</sup>
異常リスク保険	644,178	73.40%
その他の元受保険	236,133	26.46%
再保険	257	0.03%
合計	892,553 <sup>注)</sup>	

<sup>注)</sup> 合計および割合については計算と合わないが、原典資料の数値をそのまま掲載した。

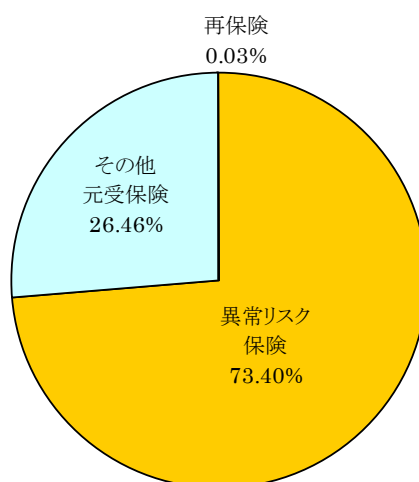


図 3 CCS 一般保険事業の収入保険料の内訳 (2007 年)

出典 : CCS Annual Report 2007 より作成

以下では、異常リスク保険に関わる CCS の収入・資産、支出・負債を見ていくが、異常リスク保険の財務管理は、一般保険事業会計として一括にて行われているため、一般保険事業全体としての収入・資産、支出・負債をまとめる。

## (2) 収入・資産

### ① 収入

表 3 および図 4 は、一般保険事業における収入の内訳を示したものであり、収入の総額は年々増加傾向にある。内訳をみると、毎年、既経過保険料が占める割合が高く 73～78%となっている。また、CCS は毎年、22～27%を資産運用収益として得ていることがわかる。

表 3 一般保険事業の収入内訳  
出典：CCS Annual Report 各年版より作成

	(単位：千ユーロ)				
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
既経過保険料 (earned premiums)	639,393 (73%)	701,732 (74%)	748,364 (76%)	816,958 (78%)	870,496 (73%)
資産運用収益 (investments incomes)	234,197 (27%)	243,784 (26%)	231,070 (24%)	229,868 (22%)	318,715 (27%)
その他保険引受収益 (Other technical incomes)	430 (0.05%)	524 (0.06%)	478 (0.05%)	451 (0.04%)	501 (0.04%)
合計 <sup>注)</sup>	874,021	946,042	979,913	1,047,278	1,189,713

<sup>注)</sup>各数値を千の位以下で切り捨てているため、各項目の数値と合計額は一致しない。

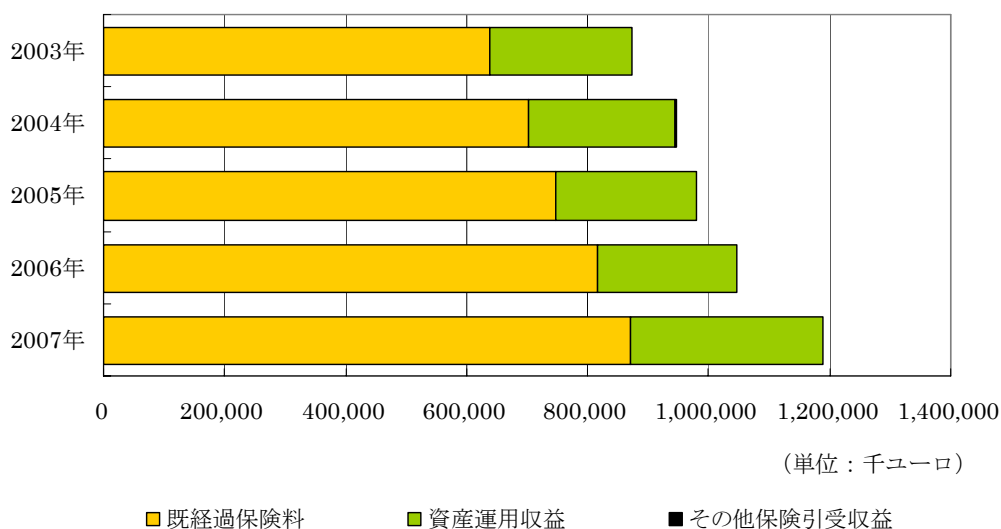


図 4 一般保険事業の収入内訳  
出典：CCS Annual Report 各年版より作成



### (3) 支出・負債

#### ① 支出

表 5 および図 6 は、毎年の一般保険事業における支出の内訳を示したものであり、支出の総額は年々増加傾向にある。内訳をみると、支払保険金については毎年 40～45%、平衡準備金繰入額については毎年 38～51%を占めており、これら 2つの割合が高い。

表 5 一般保険事業の支出内訳  
出典：CCS Annual Report 各年版より作成

	(単位：千ユーロ)				
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
支払保険金 (Claims)	297,756 (40%)	335,328 (42%)	334,490 (41%)	384,142 (43%)	480,416 (45%)
その他正味再保険準備金繰入額 (Variation, other net reinsurance technical provisions)	0.20 (0.0%)	0.39 (0.0%)	0.39 (0.0%)	0.49 (0.0%)	0.41 (0.0%)
正味事業費 (Net operating Expenses)	27,269 (4%)	29,197 (4%)	32,250 (4%)	36,537 (4%)	39,774 (4%)
平衡準備金繰入額 (Variation, stabilization provision)	348,183 (47%)	382,641 (47%)	418,828 (51%)	448,159 (50%)	410,186 (38%)
その他保険引受費用 (Other technical expenses)	1,293 (0.2%)	1,767 (0.2%)	1,795 (0.2%)	2,255 (0.3%)	2,054 (0.2%)
投資支出 (Investment expenses)	65,829 (9%)	58,024 (7%)	35,493 (4%)	30,042 (3%)	133,164 (13%)
合計 <sup>注)</sup>	740,333	806,959	822,858	901,137	1,065,596

<sup>注)</sup>各数値を千の位以下で切り捨てているため、各項目の数値と合計額は一致しない。

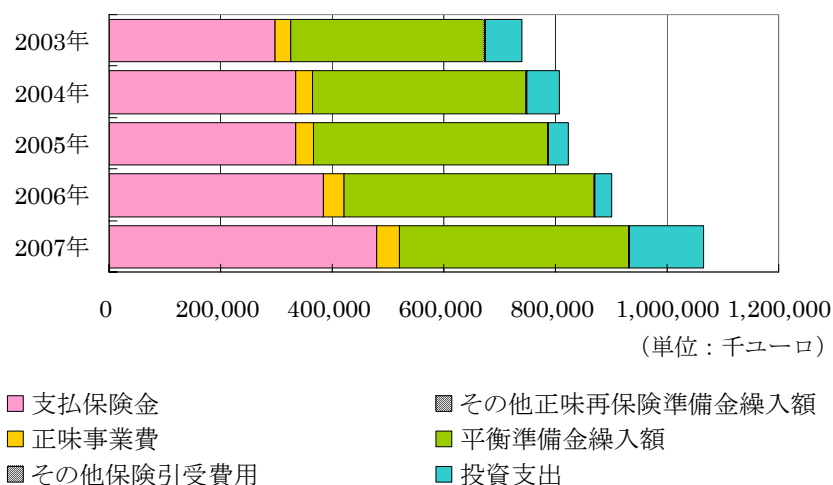


図 6 一般保険事業の支出内訳  
出典：CCS Annual Report 各年版より作成



## ② 負債

表 6 および図 7 に一般保険事業における負債の内訳を示したものであり、負債の総額は年々増加傾向にある。内訳をみると、大項目では支払備金の占める割合が高く、その中でも平衡準備金の占める割合が最も高く、毎年、73～80%を占める。また、平衡準備金は毎年増加し、2007年には40億8,548万ユーロになっている。

表 6 一般保険事業の負債内訳  
出典：CCS Annual Report 各年版より作成

	(単位：千ユーロ)				
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
資本及び準備金 (capital and reserves)	175,835 (5%)	175,835 (5%)	175,835 (4%)	175,835 (4%)	175,835 (3%)
支払備金 (Technical provisions)	3,278,752	3,657,455	4,134,824	4,625,283	5,076,399
責任準備金 (Provision for unearned premiums)	319,680 (10%)	338,028 (9%)	375,957 (9%)	403,435 (9%)	425,493 (8%)
未払保険金 (Claims outstanding)	534,408 (16%)	511,123 (14%)	531,733 (13%)	546,554 (12%)	565,425 (11%)
平衡準備金 (stabilization provision)	2,425,663 (73%)	2,808,304 (76%)	3,227,133 (78%)	3,675,292 (79%)	4,085,479 (80%)
その他準備金 (other technical provision)	0.21 (0.0%)	0.56 (0.0%)	0.99 (0.0%)	1.49 (0.0%)	1.90 (0.0%)
危険・訴訟準備金 (provision for risks and charges)	182 (0.0%)	182 (0.0%)	336 (0.0%)	182 (0.0%)	182 (0.0%)
繰延収入 (accruals and deferred income)	33,403 (1%)	37,065 (1%)	22,689 (1%)	14,950 (0.3%)	27,156 (1%)
合計	3,489,171	3,870,537	4,333,683	4,816,249	5,279,572

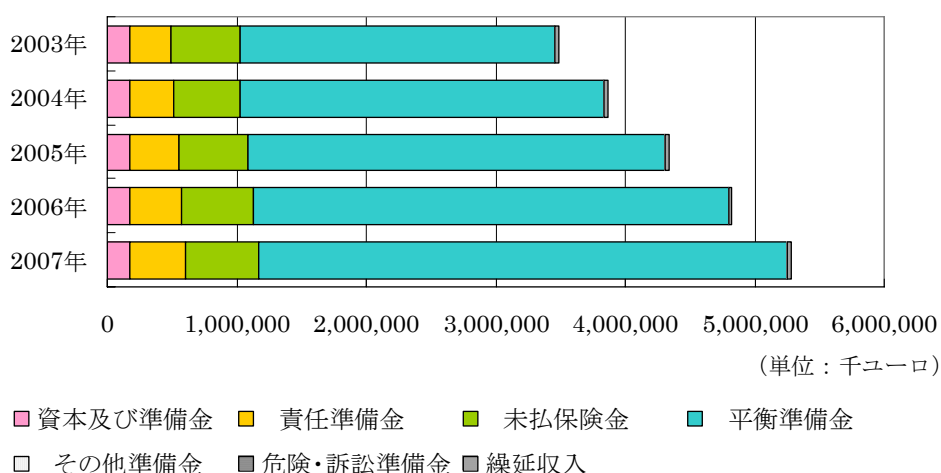


図 7 一般保険事業の負債内訳  
出典：CCS Annual Report 各年版より作成

## <参考5> 日本の地震保険制度とスペインの異常リスク保険制度の概要比較

項目	日本	スペイン
1. 制度名	地震保険  1964年の新潟地震を契機に 1966年に『地震保険に関する法律』に基づき発足。	異常リスク保険  スペイン内戦(1936-1939)を契機に 1951年に前身である暴動リスク補償協会が設立され、1954年に保険補償協会(CCS)となり、異常リスク(自然災害および社会的混乱)を補償する保険制度が発足。
2. 運営主体(国の関与)	民間保険会社が元受  民間会社は引受けた地震契約を日本地震再保険株式会社(JERC)に全て出再。  JERCは政府と民間保険会社に一部を再々保険する。	保険補償協会(CCS)  CCSは国営の保険会社であるが、国とは分離独立した資本を保有。CCS法(1990年制定)に基づき運営され、民間保険会社と同じ保険法に準じて業務を行い、政府による保険業務監査により監督される。
3. 引取方法	火災保険に付帯(原則自動付帯)  契約者の意思により付帯させないことも可能	火災保険等の対物保険もしくは生命保険等の人に関する保険に付帯  強制付帯
4. 対象物件	住宅建物、生活用動産	付帯元となる保険で補償対象となる所有物および人
5. 担保リスク	地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊、火災、埋没、流失等による損害	自然災害(地震、洪水、暴風、津波、噴火、隕石の落下等)および社会的混乱(暴動、テロ等)による損害
6. 料率	0.50‰～3.13‰	一律料率 0.08‰(住居、コンドミニウム) 0.12‰(オフィス) 0.18‰(商店、倉庫等)など 一律保険料 0.72ユーロ～31.85ユーロ(自動車)
7. 引受限度額または契約上の制限	付帯される火災保険の保険金額の30～50%、かつ、建物5,000万円、生活用動産1,000万円を限度	異常リスク保険の引受限度額はないが、付帯元となる保険の保険金額を上限とする。
8. 保険金支払上の制限	損害割合が建物3%(動産10%)未満は免責 1回の地震等につき総額で5.5兆円(5.5兆円以上の場合には比例的に削減可能)	異常リスク財物保険の場合、損害割合7%は免責(ただし、自動車保険を付帯している自動車および住居建物に対しては適用されない。  支払限度額は定められていない。
9. 民間保険会社の役割	販売、集金、証券発行、損害査定を行い、リスクの一部を受再し保有	販売、集金